計器用変成器	28台	計器用変成器	1,051台
リアクトル	26台	リアクトル	926台
放電コイル	—	放電コイル	152台
電圧調整器	—	電圧調整器	334台
整流器	—	整流器	260台
開閉器	—	開閉器	445台
遮断器	7台	遮断器	1,200台
中性点抵抗器	—	中性点抵抗器	1台
避雷器	—	避雷器	6台
ＯＦケーブル	—	ＯＦケーブル	570式
		電気事業者の柱上変圧器	177,680台

※　平成28年３月31日時点

特別措置法及び電気事業法に基づく届出の内容については、速やかに整理・統合し、その結果に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の最新の保管・所有状況を毎年度公表するものとする。

第２節　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

１　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

大型変圧器等、大型コンデンサー等、安定器、低圧変圧器及び低圧コンデンサーに該当するもので小型のもの（以下「小型変圧器・コンデンサー」という。）並びに汚染物等（小型変圧器・コンデンサーを除いたものに限る。以下「その他汚染物等」という。）の平成28年３月31日までの処分量、平成28年３月31日時点の保管量及び所有量並びに平成28年度以降の発生量（平成28年３月31日時点で保管されている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物量及び同日時点で所有されている高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の量の合計量をいう。以下同じ。）及び処分量を推計した結果、次の表に掲げるとおりと見込まれる。

なお、特別措置法に基づき届出された保管量及び所有量のうち、高圧変圧器及び低圧変圧器（ただし、小型のものを除く。）については大型変圧器等として、高圧コンデンサー及び低圧コンデンサー（ただし、小型のものを除く。）については大型コンデンサー等として、低圧変圧器（小型のものに限る。）及び低圧コンデンサー（小型のものに限る。）については小型変圧器・コンデンサーとして、感圧複写紙、ウエス及び汚泥についてはその他汚染物等として集計する。

また、電気事業法に基づき届出されたポリ塩化ビフェニル使用電気工作物のうち、変圧器（電気事業者の柱上変圧器を除く。）、計器用変成器、リアクトル及び放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器及び中性点抵抗器は大型変圧器等として、電力用コンデンサー及び避雷器は大型コンデンサー等として集計する。

年　度	発　生　量※１	処　分　量※２	保　管　量※３	所　有　量※３
平成27年度まで	—	大型変圧器等 13,299台 大型コンデンサー等 234,421台 安定器 1,978,205個 小型変圧器・コンデンサー 647,209個 その他汚染物等 280トン	大型変圧器等 3,313台 大型コンデンサー等 67,378台 安定器 3,781,921個 小型変圧器・コンデンサー 598,804個 その他汚染物等 660トン	大型変圧器類 337台 大型コンデンサー類 12,878台 安定器 79,785個 小型変圧器・コンデンサー 1,136個
平成28年度以降	大型変圧器等 3,650台 大型コンデンサー等 80,256台 安定器 3,861,706個 小型変圧器・コンデンサー 599,940個 その他汚染物等 660トン	大型変圧器等 3,650台 大型コンデンサー等 80,256台 安定器 3,861,706個 小型変圧器・コンデンサー 599,940個 その他汚染物等 660トン	—	—

※１　平成28年３月31日時点で保管されている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物量及び同日時点で所有されている高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の量の合計量

※２　「平成27年度まで」の行のものは平成28年３月31日までの処分量、「平成28年度以降」の行のものは平成28年４月１日以降に想定される処分量（平成28年度以降の発生量に同じ。）

※３　平成28年３月31日時点

本表に示すもののほか、廃ポリ塩化ビフェニル等が保管されており、順次処理が行われる見込みである。また、特別措置法又は電気事業法の届出義務があるにもかかわらず未届けのポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品が存在する。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設は、我が国における過去約40年間の取組の結果、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用した拠点的広域処理施設のみであることから、未届けの高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者に対し、掘り起こし調査を行いつつ、処分期間内又は特例処分期限日までに確実に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を行うよう、関係者が連携して取り組むこととする。

また、特別措置法に基づく届出がされていない高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、その保管状態によっては環境汚染が懸念されること、また、ストックホルム条約におけるポリ塩化ビフェニルから人の健康及び環境を保護することを目的とする規定を踏まえ、早期に適正に保管・処分されることが重要である。

今後の処理の進捗により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みは常に変動することから、毎年度見直しを行い、第１章第２節の表に掲げられた事業対象地域ごとに区分して、その結果を公表するものとする。

併せて、中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、各拠点的広域処理施設における計画的処理完了期限までの高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の見通しについて毎年度公表するものとする。

これらの公表に当たっては、本計画の進捗管理の実効性を確保する観点から、汚染物等についても小型の低圧変圧器等のように個数単位で把握可能なものは個数単位で、その発生量、保管量及び処分量の見込み並びに処理の見通しを明らかにするものとする。

２　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、使用中のものも含めた量は、相当数存在すると考えられ、平成28年３月31日時点の推計値としては、柱上変圧器以外の電気機器が約120万台、柱上変圧器が約100万台、ＯＦケーブルが約1,400キロメートル存在すると考えられる。ただし、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品は、ポリ塩化ビフェニル汚染の有無を実際に分析しなければその該当性を確認できないものが多いといった課題を踏まえ、今後、正確な全体像を把握することとし、そのための方策について検討する。

第３章　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置に関する事項

第１節　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

本計画を達成するには、計画的処理完了期限内に次の図の各項目を全て達成することが必要である。特に、最も早期の計画的処理完了期限が平成31年３月31日であることを踏まえ、各項目について進捗管理を行い、迅速に対応を進めなければならない。